

<書籍の表紙写真>



一级公認計量師、基礎知識及び專業実務
(上巻199頁 下巻251頁)

二级公認計量師、基礎知識及び專業実務
(359頁)

中国計量測試学会 編集

前 言

計量技術機構の服務品質と水準を高める為、社会に公共計量服務を提供する為、計量科学技術工作者の合法權益を保護し、我国經濟社会發展と科学技术進步の為、2006年4月、元国家人事部と国家質檢總局は《公認計量師制度暫定規程》、《公認計量師資格試驗實施法》と《公認計量師資格試驗審查認定法》を發布し、全面的に公認計量師制度を推進し、全社会の広大な計量事業技術人員に能力を核とする現代職業審查と職業教育体系基礎を提供する。

以上の規程は、法律發布後、国家質檢總局、人力資源と社会保障部が嚴格な審查方法に照らし、公認計量師資格の認定事業を組織し、549人が一级公認計量師資格を取得した。国家質檢總局の立案を人力資源と社会保障部が審查決定し、公認計量師資格試驗大綱が編成された。但し、新たな制度を作る為、大量な創造が必要で、試験に関する責任部署を組織した。

公認計量師制度の需要に基づき、中国計量測試学会は豊富な専門知識と実践經驗豊富な専門家を組織し、公認計量師資格試験の要求に基づき、《一级公認計量師基礎知識及び專業実務》と《二级公認計量師基礎知識及び專業実務》を編集した。

本書は広大な計量工作者の為、特に若き同志の為、公認計量師資格申請用訓練教材として、各級質監部門、計量技術機構、事業單位の各專業技術人員の参考資料を作成した。

今後、中国計量測試学会は更に全国の計量工作者に対し、特に若年同志組織を訓練し、彼らの業務知識と素質を高め、計量事業の發展の為、大量な後継者を培養する。

本書は編集過程で、国家質檢總局と總局計量司關係指導者の支持を得、又国内の著名な計量専門家も編集に参加していただいた。

中国計量測試学会

2009年6月

翻譯 加島 淳一郎 氏

序 言

当今世界では、国家或いは地区間の経済競争はその実質は能力創新の競争である。創新の鍵は人材で、人材教育は特に重要である。20世紀80年代以来、中国は改革開放を通じ、近30年経済社会の快速発展を持続し、瞩目される成就を取得し、世界経済安定と発展の重要な支持要素となった。21世紀に進入し、新たな発展機会と挑戦に対し、中国政府は積極的に“科学興国”と“人材強国”戦略を実施し、科学技術人材、特に高科学技術人材は経済社会発展中の突出した地位と作用を確立し、中国経済増長方式の有効転変と経済社会の快速発展の持続を促進している。

計量は科学技術、工業、経済発展の重要技術基礎の一つで、計量は科学技術の進歩に関係するだけでなく、企業の製品品質と利益にも関係し、人民群眾の健康と安全にも関係し、人類と自然環境の和諧にも発展している。国家質検総局は全国各級質監部門と計量技術機構に科学発展を認識し、経済建設を取り巻く中心とし、全面的に計量工作水準を高め、計量を経済建設の基礎作用に発揮させ、計量人員の部隊を建設し、計量の社会服務の能力と水準を高めることを要求する。

現在、我が国は20万余の計量専門技術人員を有し、《計量法》の規程に照らし、計量検定人員は計量検定工作に従事し、計量行政部門の試験に合格しなければならない。此れに基づき、我が国は計量検定員試験制度を建立し、20余年来、基本的に計量工作発展の需要を満足させた。経済、社会の継続的發展は、計量專業技術人員及び相応する管理制度にも更に高い要求を出している。この為、2006年4月、元国家人事部と国家質検総局は連合で《公認計量師制度暫定規程》、《公認計量師資格試験実施法》と《公認計量師資格試験認定法》を發布し、今後全面的に公認計量師制度を推進し、全社会の多数の計量專業技術人員に一つの能力を以て中心とする現代職業試験と職業教育体系を提供する。

中国計量測試学会は国内の業界知識と実践經驗に豊富な専門家を組織して、能力を中心とする要求に照らし、《一級公認計量師基礎知識及び專業実務》と《二級公認計量師基礎知識及び專業実務》を編集した。当該書の内容は豊富で、知識面も広く、多くの実例も付されている。当該書を使用し、多数の計量工作者、特に若い同志が訓練を進める時、彼らの業務と知識素質を高めるのに有利であり、逐次健全な人材を培養し、人材を集め、人材を激励し、人がその才能を尽くす制度で、計量事業の後継人材を培養し、必ずや計量事業の繁栄と発展を促進するものである。当該書の出版は多数の計量工作者に豊富な業務知識と業務素質を高め、積極的に発揮する作用がある。

国家質量監督檢驗檢疫総局副会長

2009年7月

<一級計量師 基礎知識及び專業実務>

目次 上巻 計量法律 法規及び総合知識

第一章 計量法律、法規及び計量組織機構

第一節 計量法律、法規及び計量監督管理

- 一、 計量立法の主旨と調整範囲
- 二、 中国計量法規体系の構成
- 三、 計量監督管理の体制
- 四、 法定計量検定機構の監督管理
- 五、 計量基準、計量標準の確立と法制管理
- 六、 計量検定の法制管理
- 七、 計量器具製品の法制管理
- 八、 商品量の計量管理と検査
- 九、 製品品質検査機構の検査機構の計量認証
- 十、 計量法律責任

練習問題及び参考答案

第二節 計量技術法規及び国際計量技術文書

- 一、 計量技術法規の範囲及び其の分類
- 二、 計量検定規程、国家計量検定系統表、計量技術規範の応用
- 三、 国際計量組織機構及び国際計量技術規範
- 四、 OIML 証書制度
- 五、 “互認協議” (MRA)

練習問題及び参考答案

第二章 計量総合知識

第一節 量と単位

- 一、 量と量値
- 二、 量制、量綱と無量綱量 (適当な訳語無し)
- 三、 計量単位と単位制

練習問題及び参考答案

第二節 測量、計量

- 一、 測量
- 二、 計量
- 三、 計量学
- 四、 計量の国民経済と社会生活中的の地位と作用

練習問題及び答案

下巻 測量数据处理計量專業実務 (2頁から3頁 (省略))

第三章 測量数据处理 第一節、第二節 (省略)

第三節 測量結果の処理と報告

- 一、 最終報告時、測量不確定さの有効数字桁数規則
 - 二、 測量結果報告時の最良推量値有効桁数の確定
 - 三、 測量結果の表示と報告
- 練習問題及び参考答案

第四章 計量專業実務

第一節 計量検定、校準（調整）と検測の実施

- 一、 検定、校準と検測概述
- 二、 検定、校準、検測過程
- 三、 校準測量能力の評定
- 四、 検定周期と校準間隔の確定
- 五、 周期検定（校準）計画の編制
- 六、 計量標準器具と組み合わせる測量計器の管理
- 七、 仲裁検定の実施
- 八、 検定と校準実務举例

練習問題及び参考答案

第二節 検定証書、校準証書と検測報告

- 一、 証書、報告の分類
- 二、 校準証書中、測量不確定さの表述要求
- 三、 証書、報告の審議と批准
- 四、 証書、報告の修正と変更
- 五、 証書、報告の品質保証
- 六、 証書、報告の管理
- 七、 計量検定印、証
- 八、 検定証書と原始記録举例

練習問題及び参考答案

第三節 計量標準の確立、審査及び使用

- 一、 計量標準確立の根拠と条件
- 二、 計量標準の命名規則
- 三、 計量標準審査の原則と内容
- 四、 計量標準の審査要求
- 五、 計量標準審査中の関連技術問題
- 六、 計量標準確立の準備工作
- 七、 計量標準審査（複査）申請資料の書き込み方法
- 八、 計量標準審査の順序と判定
- 九、 計量標準審査の公族監督管理
- 十、 計量標準の保存、維持と使用

練習問題及び参考答案

第四節 計量検定規程と校準規範の編集と使用

- 一、 計量検定規程の編集
- 二、 計量校準規範の編集
- 三、 計量検定規程、校準規範の使用

練習問題及び参考答案

第五節 比較審査と測量審査の実施

- 一、 比較審査と測量審査の定義と作用
- 二、 比較審査の類型と組織方式
- 三、 比較審査技術方案の制定
- 四、 比較審査結果の評価
- 五、 比較審査過程の挙例
- 六、 比較審査総結報告及び関連事項
- 七、 測量審査の関連要求

練習問題及び参考答案

第六節 期間審査の実施

- 一、 期間審査
- 二、 期間審査の詳細計画
- 三、 期間審査の実施
- 四、 検査記録の内容及び記録の形式と保存
- 五、 検査標準の保存

練習問題及び参考答案

第七節 型式評価の実施

- 一、 計量器具の型式
- 二、 計量器具型式評価の目的と要求
- 三、 計量器具型式評価の範囲
- 四、 型式評価実施の手順
- 五、 型式評価大綱の要求
- 六、 型式評価の実施
- 七、 型式評価結果の判定
- 八、 計量器具型式批准目標と整理番号(通し番号)の使用

練習問題及び参考答案

第八節 計量科学研究

- 一、 計量科学研究概述
- 二、 計量科学研究方法
- 三、 計量科学研究のプロセス
- 四、 中国重要科学計画の簡単な紹介

練習問題及び参考答案

附録 1 総合実例題挙例

附録 2 関連計量法律法規、規則、規範及び標準目録

第八節 職業道德教育

一、 道德と職業道德

(一)、道德と職業道德の概念

1. 道 徳

道德とは人間相互関係の社会規範で、人間が善と悪、正義と非正義、光荣と恥辱、公正と偏私の疑念、原則と規範の総和に関するものである。道德は社会輿論を通じ、道德典範を樹立し、人々の道德信念を培養し、これを行為に転化させ、社会の利益に服務させる。道德は社会利益を調整し維持し、社会関係と社会秩序規範となり、本質上法律法規と一致する。

社会秩序と社会生活の正常な運転は、強制力を以って後ろ盾とする法律が規範と調整を行う以外に、更に多くの事が社会道德力量で作用する。法律の規範と調整が社会を安定状態にするが、道德の力量は更に社会を和諧（調和）、完善（完璧）にする。

我が国の改革開放と近代化建設事業発展に伴い、社会主義精神文明建設が積極的になり、健康、向上の良好態勢、公民道德が新たな歩みを踏み出した。愛国主義、集体主義、社会主義思想が日増しに人心に深く刻まれ、人民に服務する精神が發揚を増し、先進を崇め、先進を学習することが盛んになり、科学、文明、健康生活方式を追求することが、人民群衆の自覚行動になり、社会道德に喜ばしき変化が発生し、中華民族の伝統的美徳と時代が要求する新たな道德觀念が相融合し、我が国公民道德建設發展の主流となってきた。

この種の形勢下で、我が国は社会主義新型道德觀の基本方針を確立し、社会主義道德建設と社会主義市場經濟の適応を根拠に、継承してきた優良な伝統と高揚する時代精神を相結合し、個人の合法權益と社会責任を担うことを相統合し、効率と社会公平維持を相協調し、先進性要求と広範性要求を結合し、道德教育と社会管理を配合し、以って人民への服務を核心とし、集体主義を原則とし、祖国、人民、労働、科学、社会主義の基本要求を愛し、以って社会公德、職業道德、家庭美徳を力点として、“愛国守法、明礼誠信、團結友善、勤儉自強、敬業奉獻”を基本要求とする。全社会に以下の基本道德規範を唱え導いていく：

- ①人民へ服務する觀念を樹立：個人と社会、競争と協調、先富と共富、經濟効益と社会効益等の関係、人を尊重、人を理解、人に関心を持つ、社会主義人道主義精神の發揚、人民、社会の為に良いことを行うことを提唱する。
- ②集体主義精神の樹立、国家、集体、個人の利益関係を正確に認識し処理し、個人利益は集体利益に服従し、局部利益は整体利益に服従し、当面の利益は長期利益に服従し、小団体主義、本位主義と公を損ね私を肥らすことに反対し、個人の理想と奮闘を広大な人民群衆の共同理想と奮闘の中に組み入れる。
- ③愛国主義精神を發揚し、民族自尊心を高め、自信と誇りを以って祖国を愛し、人民に報じることを最大の光荣とし、祖国の利益を害することを、民族尊嚴への最大恥辱とし、

科学知識、科学精神、科学方法の学習を提唱し、創業に頑張り、仕事は勤勉に、封建迷信、楽なことを喜び苦勞をいとうことに反対し、中国の特色ある社会主義の偉大な事業に建設に積極的に参加すること。

- ④社会公德、文明礼貌（エチケット）を遵守し、人を助ける事を楽しみとし、公共物を愛護し、環境を保護し、法規を遵守し、社会の好き公民になるよう努力すること。
- ⑤職業道徳を遵守し、持ち場を愛し、仕事を敬い、誠実に信を守り、公平に仕事をし、群衆に服務し、社会に貢献し、仕事中は良き建設者として努力すること。
- ⑥家庭の美德を築き、老人を尊敬し、幼児を愛し、男女平等、夫婦和睦、儉約して家を持つ、隣同士は団結、家庭の良き成員となること。

2. 職業道徳

人間は社会で生活する上で、各種物質と精神的生活条件が必要であり、個人が一定の職業に従事する時、自己の職業を以って社会に服務する。人と人、人と社会、職業の間の関係は、職業道徳を通じて規範と調整が必要である。

所謂、職業道徳とは、一定の職業範囲内での特殊な道徳要求を指し、人々は仕事に従うべき行為規範がある。職業道徳は所有従業員が職業活動中、遵守すべき行為規則で、職業道徳は職業の業界全体の利益から出発している。業界の生存と利益拡大を以って目標とし、規範と職業内従業員の行為を評価し、特定の職業生活中逐次形成され発展してきた。職業道徳は、強制性は無いが訓練と同業者の相互影響で作用を發揮し、共同の職業道徳修養が或る同業社内で発生した高尚な行為が他の同業者に共同の光栄と受け取られ、不良行為に関しては共同の恥辱と受け取られ、自己の過失には疾しさを感じる。職業道徳は同業者人員の興趣、性格等に強烈に影響し、一つの業界形象を形成し、この業界の総体印象と信任程度に影響する。

(二)職業道徳の作用

職業道徳は人々の職業活動中に発生する各種職業関係を調整する。これらの関係は下記を包括する。

1. 職業内部の人と人の関係

一つの職業を作ると、各種異なった層と職責の多くの人員の共同作業が必要となり、その結果、職業の目標が実現する。職業内部の人と人の関係の良し悪しが、直接職工の工作能力と労働効率に影響する。職業道徳は内部の各種作業者の協調関係に掛かってくる。人間を使用する役職者は、職業全体の協調を保持して職業効率を実現させる。

2. 人と物の関係

就業中に接触する設備、施設、工具、材料等の物質に対する態度は、工作効率に影響し、職場の同僚及び就業の服務対象に対する満足度にも影響する。この為、就業中、人と物の関係は実際に人と人の関係を体現するか、人と人の関係に影響する。

職業道徳は就業中の人と物との関係を規範し、人と物の和諧を追求し“便利な物”を通じて工作効率を高め、物を愛することでコスト低減を実現し、職業関係の和諧を達成する。

3. 職業と連携する社会関係

職業と連携する社会関係は、其の職業に従事する職工とその職業に連携する社会各方面の関係を良くすることが、職業道德の最も基本的な要求である。

職業道德規範の職業は、この職業の総体的印象と信任性を高める。良好な職業印象は其の職業従業員に其の他の業界との共同作業を容易にする。良好な職業道德は国家、社会及び一般人の就職に最大の満足を与える。

(三) 職業道德の特徴

1. 職業道德は歴史継承性と総体安定性を有する

どんな時代であろうとも、職業道德観念は前時代の職業道德観念を継承し発展させ、其の精髓を受け、その糟粕を捨てている。医者は死を救い傷を癒し、教師は人の師表と為り、商人は公平な取引を、歴代職業道德としてきた。正に職業道德のこの種の歴史継承性と総体安定性は、一種の伝統世代相伝の職業道德伝統である。

2. 職業道德は道德文化を受け継ぐ

一つの社会の職業道德は当該社会道德文化の制約を受ける。異なった社会には異なった生産方式、社会組織、思想意識と地理環境が有り、歴史と現実の区別、民族間の文化の差異等が異なった社会と異なった民族の道德と職業道德の群体性認識、心理状態と行動様式を形成する。

3. 職業道德規範と職業活動目的は一致性を具有する。

職業道德原則制約の職業主体の行為は、職業活動に服務し、可能な限り職業活動を通じて社会の経済、政治目標を実現する。

職業道德は職業主体から離れられず、従業員の集体は重要であり — 良好な職業道德は従業員の表現では服務に満足している。国家、社会及び其の成員の需要は職業存在の価値である。

二、 公認計量師の職業道德

(一) 公認計量師の職業特徴

職業の特色は職業道德形成の基礎であり、当該職其の他の職業の職業道德の差別を決定する。

公認計量師の職業の特徴：

- (1) 公認計量師は技術者で、関連した技術と能力の掌握が必須で、計量工作任务の完成を保証する。
- (2) 公認計量師は国家計量法律に依り、法規、規程と関連計量技術法規で仕事を展開し、法律、法規、と規章及び関連管理規程も制約を受ける。
- (3) 作るデータの数字と関連資料の真実を保証することが必須で、信頼、正確 完璧

出したデータの数字に相応の責任を有する。

(4) 公認計量師はユーザーの技術情報に、秘密保持の意識で接すること。

社会の為に公正を提供し、正確なデータは公認計量師の職業活動の目的であり、公認計量師は法律、法規の関連規程を遵守し、同時に職業道徳を守り、社会生を良好に過ごすこと。

(二) 公認計量師の職業道徳

1. 法に基づき事を行う

公認計量師は法に基づいて計量技術工作に従事し、法制計量管理は法律法規に基づき、国内測定の量値正確一致を保障する為、取引の決算、医療衛生、環境監督測定等の測定データ値を保障し、法執行行為は執行の正確性と公正を保証しなければならない。計量技術工作は法制計量管理の技術基礎であり、計量データは法執行の拠り所である。この為、公認計量師は法律、法規、関連管理規定を遵守しなければならない。《中華人民共和国計量法》を遵守し、《計量基準管理弁法》と《計量標準考核弁法》を執行し、法によって保存、維持と使用計量基準、計量標準を立て、計量器具検定工作を展開し、量値の正確性を保証し、《国务院の我が国統一実行計量単位に関する命令》を貫徹執行し、正確に法定計量単位を使用し、《法定計量検定機構考核規程》と関連計量検定規程等の文件を執行し、本単位品質管理体系建立と運行に参加し、計量技術機構の運行を計量工作の需要に符合させることを保証する。

2. 客観公正

公認計量師は実事を以って是を求める態度で工作を展開し、行政或いは経済の干渉を受けず、測定データの客観性と公平性を保証しなければならない。公認計量師として、科学を基礎とし実測データに依り、正確な証書或いは報告をなし、いかなる誘惑、干渉にも抵抗して、測定結果の真実を失する行為を避けなければならない。

公認計量師は客観公正を旨とし、ある種の主観的希望の結論を捏造、改悪してはならず、測定結果或いは測定データを掻き集めて好いところ取りしたり、一部分だけを取って論じてはならず、隠瞞或いは事実真相を歪曲してはならず、科学規律に違反してはならず、客観的事実の結論を提出すること。

公認計量師は真剣に職責を履行し、責任を担うことに怯まず、又技術報告にサインするのは履行すべき職責で、自己の厳格な作業を通じ、一つの結論を出し、データの正確を保証し、相当の責任を負う意志表示である。顧客が報告内容を理解できず或いは報告にクレームがついた時は、公認計量師は技術報告書の内容の解釈を提供し、顧客が報告の内容を理解するのを援助し、良い報告書の結果を利用させる。報告に錯誤があった時は、公認計量師は関連部署が錯誤の原因を調査する手助けを

積極的に行い、正しい進み方を制定し、類似の誤りを起こさない予防処置を取り、又、自己も相当の責任を取らなくてはならない。

3. 厳格精密

公認計量師の仕事は厳格精密でなければならず、データの正確、信頼性を保証し、一切の計量技術作業の目標は最終的には測量データ数値を予期した正確度に到達させることである。公認計量師が従事する業務は検定、校準、検閲とテストで、トレーサビリティのキーポイントである。この点で獲得する測量結果はトレーサビリティ測量結果の不確定度の源である。ここでの微小な差は、最終測量データの千里を失うことになりかねない。

この為、公認計量師は強烈な責任感を有せねばならず、自己が署名する各証書は当該計器のその後の作業の正確度に影響し、間違った数値は計器を使用するユーザーに巨大な経済損失を与えることになる。責任感を持って、公認計量師は証書の正確性確保に努力し、問題が発生した時は、問題発見に努力し、原因を調査し、自己の誤失と造成した損失に責任を負わなければならない。

公認計量師は計量検定過程中、厳格に計量検定規程を執行し、計量検定規程要求の測量環境条件に基づき、計量標準器具の正確度及び計量検定方法と細則で操作を進め、最終的測量結果の不確定度を満足させることを保証しなければならない。

公認計量師は計量校準過程中、科学合理的校準規範を選択或いは制定し、校準規範を正確に執行し、校準結果の正確性を保証し、作業指導書を正確に編集し、作業指導書に基づいて操作を進め、校準測量能力を保証する。現場の実際情況に照らして各種パラメータを記録し、原始データと関連資料の正確を保証し、校準結果の不確定度を確定し、問題が発生した時は、審査データと資料を通じて、実験復元等の方法で原因を分析する。

公認計量師の業務は厳格精密で、測量データの正確を保証するだけでなく、自己の収益が侵害されぬように保護しなければならない。例えば、測量結果で争議が生じた時、正確、完整、で詳細な原始データと関連資料に依って、審査データと資料を通じ、実験復元等の方法で、自己の測量方法の選択、規程と規範の厳格執行等の正確性を証明する。

4. 誠実守信

公認計量師は誠実守信の原則を尊重しなければならない。委託契約の関連約定を厳格に履行し、計量技術活動の内容、品質と時間要求を保証する。

公認計量師は計量技術作業中知悉の国家秘密と他人の商業、技術秘密を厳格に守ること。公認計量師は計量技術作業に従事する時、被測対象を正確に理解し、計量需給求を了解し、国家秘密と顧客の商業、技術秘密に接触する可能性を認識すること。公認計量師が注意すべきは、これらの技術細部に対し、必須の部分のみ了解し、業務とは無関係な内容には探りを入れないこと。技術内容が秘密に注意を要することに了解した時は、其の他の人員或いは機構に絶対に漏洩してはならない。関連秘密規程を遵守し、如何なる国家或いは顧客の秘密を無意識に漏洩することを防止する為、顧客提供する技術資料は詳細に登記し、専門の場所に預託し、専門の人に保管させ、秘密漏洩事件の発生を防止する。

5. 服務の熱情

公認計量師は全身全霊で人民に服務する思想を樹立する必要があり、自己が掌握した知識と技術で社会に服務し、社会に還元することに努力すべし。公認計量師は委託を受け検定規程或いは校準規範を正確に執行する以外に、必要時には顧客と交流して、顧客の計量に対する需給を十分に了解して、顧客に対し必要な計量知識を紹介し、建議を地出し、顧客の需要に合う服務を保証する。

6. 団体合作

公認計量師は計量技術機構の工作人員であり、一つの組織の枠内で工作を展開する。計量工作の順調な展開を保証する為、測量結果の量値の正確を保証し、各級指導者、業務部門、購買部門、品質管理部門と測量、検査等各種人員の全力協力を必要とする。公認計量師は良好な団体合作精神を必要とし、団体合作中、指導者に服従し、分業、各職種の長を尊重し、異なる学術観点に対し、平等の討論を進めなければならず、持論で圧倒したり、人身攻撃をしてはならない。老人を尊敬し若輩者を助ける良好な気風を發揚し、古老計量工作者を尊重し、彼らの経験と知識を虚心に学習し、老計量工作者も青年科学技術人材を培養に注意を配り、若者に重い責任を負わせて欲しい。他人の工作成果と知識権利を尊重すべきである。計量工作中、相互に尊重し、協力し合い団結邱力に不利な現象が発生しないよう注意する。

7. 弛まぬ前進

科学技術の發展は迅速で、計量技術に対し更に多く更に高い要求が、計量人員が解決する必要性が増えている。科学技術の弛まぬ發展が、多数の新しい可能性を提出し、測量の準確度を高め、或いは過去に無かった測量方法のパラメータを使用する。新技術を採用して標準を定めると、消化吸收が必要で、計量技術機構の測量方法と測量能力が形成される。このことは、公認計量師に積極進取の事業心、絶えず学習して知識更新、技術水準の向上が必要とされる。技術訓練参加、工作經驗総括、論文發表、計量技術法規の修正と宣伝工作への参与等、全て弛まぬ努力を必要とする。

8. 創新に勇敢であれ

計量技術の核心は量値の正確と信頼性である。日常工作中、計量検定規程に基づき、計量校準規範工作を展開し、信頼される数値を獲得する。この方法は安全に対し、争議も無く、問題が生じても担う責任は比較的少ない。但し科学技術の發展は計量工作に対し、多くの新たな要求と挑戦を提出し、往々にして現有の検定規程或いは校準規範を使用して問題を解決する方法が無い。このことは、公認計量師が自己の能力と知識を利用して問題を解決するには、創新に勇敢でこそ、計量技術の進歩を推新出来る。

一級公認計量師は強力な專業計量技術課題研究能力を有すことで、新たな科学技術成果

を応用して計量基準、標準の正確度を高めるべきである。二級公認計量師も計量専門の検定、校準の実戦能力を有し、実際工作中に出現した問題解決に、工作中的の経験を総決して、工作改善に積極的に建設的意見を提出すること。

(三) 中間の纏め

“持ち場を愛し業を敬い、誠実守信、仕事は公道、群衆に服務し、社会に貢献し、工作中一人の良き建設者になる努力”は我が国所有業界で遵守すべき職業道德である。“法に依り事を行う、客観公正、謹厳精密、誠実守信、服務熱情、団体合作、不断の進取、創新に勇敢”は計量師業界で実践が要求されている。

総じて、公認計量師の職業道德は、公認計量師の服務を最大限顧客の需要に符合させる為であり、顧客の利益を保証し、計量技術機構の公正と信用を維持することである。同時に公認計量師の職業道德を建立し、公認計量師の好ましい現象を建立する為、最大限に公認計量師の利益を保護することである。

社会の安定、和諧、法律と道德の二つの重力での維持が必要である。我が国は法制建設を強化すると同時に、社会主義道德建設も強化する。職業道德は道德の組成部分で、職業道德建設の強化は、職業道德を遵守して、良好な職業形態が樹立され、従事する職業の日々前進を推進する。

公認計量師の工作は社会に正確信頼の数値を提供し、国家の法律法規遵守を必要とし、職業道德を通じて良好な職業形象を打ち立て、社会の認可を得て、社会に服務する。

【案 例】 某実験室の主任は、職業道德は各個人の自覚行動からで、単位集体では何の作用も發揮しないと認めている。計量技術人は只法律法規を遵守し、良き計量検定と校準工作进行を完成すれば、実験室の良好な運行が保証される。

【案例分析】 若干の実験室の職業道德の認識が高まった。法律法規を遵守し、本職の工作进行を良くするには工作の基本要求に従事することである。持ち場を愛し、職業を敬い、誠実守信、群衆に服務、社会に貢献、工作中で一人の良き建設者になる等が、各従業員の道德要求とすることが重要である。法律法規と道德規範は公認計量師の良好な行為の基礎である。実験室は法制教育を強化すると同時に、社会主義道德教育を強化し、各人が職業道德を遵守し、社会と和諧を深め、社会の安定、和諧には法律と道德の二つの重力で維持していく。法制建設を強化し、社会主義道德建設も強化しなければならない。

練習問題及び参考答案

一、 練習問題

(一) 思考問題

1. 道德とは何か、道德と法律の関係は何か？
2. 職業道德とは何か、異なる職業の職業道德に共通点はあるのか？

3. 公認計量師に職業道德の主な物は何か？公認計量師の職業の特色と関係あるか？

(二) 選択問題（一問選択）

1. 職業道德は同業企業が等しく承認する道德基準で、所有従業員が職業活動中尊重すべき行為基準で、職業道德_____。
 - A. 従業員の荣誉の向上と維持
 - B. 業界の生存と繁栄が目標
 - C. 強制性は無く、訓練と同業者の相互影響で作用を發揮する
 - D. 以上全て
2. 異業種の職業道德には同じ部分も有り、異なった部分もあるが、その原因は_____。
 - A. 職業の共通点と差異点
 - B. 各業界指導者の個人の好み
 - C. 職業間の相互影響
 - D. 以上全て
3. 公認計量師の客観公正を必要とし、_____してはならない。
 - A.ある種の主観希望の結論の為、測量結果或いは測量データ数値を捏造、改変し、測量結果は数値を以て拠り所とする
 - B. 機会を利用して利益を取り込む、文章の一部だけで判断する、隠瞞或いは事実真相を歪曲する。
 - C.科学規律に違反し、客観事実と合わない結論を下す
 - D.以上全て

(三) 選択問題（必要な物全て）

1. 公認計量師の職業道德を建立するのは、_____為である。
 - A.公認計量師のサービスを最大限度に顧客の需求に符合し、顧客の利益を保証する。
 - B.計量技術機構の公正と信頼を維持する。
 - C.公認計量師の良好形象を建立するには、最大限に公認計量師の利益を保護する。
 - D.工作効率を高める
2. 公認計量師の職業道德は_____を包括する
 - A.法に依り仕事をし、客観公正
 - B.厳格精密、誠実守信
 - C.服務熱情、団体合作
 - D.進取を怠らず、創信を勇敢に
3. 公認計量師が良好な団体精神が必要であるが、団体合作中、_____すべきである。
 - A.指導者に服従、分業を尊重し、各その職を司る
 - B.異なった學術観点から平等な討論を進め、相互尊重
 - C.団結協力作業、尊老扶若の良好風潮

- D.顧客と論争が発生した時、身を挺して自己の同志を護る。
4. 科学技術の弛まぬ発展は、計量工作に対し多くの新たな要求と挑戦を提出し、公認計量師に創新を必要とさせるが、計量技術の進歩を推進するには、_____に体现される。
- A. 新たな科学技術成果を応用し、工作改善と計量標準、検定、校準の水準を改善。
B. 計量工作改善に建設的意見を提出。
C. 指導者を尊敬し、群衆と連携する。
D. 自己の能力を高め、工作中出現した実際問題を解決する。
5. _____ 公認会計師は_____を具備し、自己が署名した各証書を了解し当該計器の未来正確度の可能性を見、錯誤のデータは計器を使用する顧客の巨大経済損失を齎すことを了解する。
- A. 事実に基づき真理を検証する。
B. 強烈的な責任感
C. 人民に服務する観念
D. 克己奉公の精神

二 参考答案

(一)思考題 (略)

(二)選択題 (一問選択) : 1. D; 2. A; 3. D

(三)選択題 (必要全て) : 1. A,B,C; 2. A,B,C,D

3. A,B,C; 4. A,B,D; 5. A,B,C

附録1 相關計量法律法規、規章、規範標準目錄

- (1) 中華人民共和國計量法（1985）
- (2) 中華人民共和國計量法實施細則（1987）
- (3) 中華人民共和國計量法條文解釋（1987）
- (4) 國務院我國統一實行法定計量單位に関する命令（1984）
- (5) 全国で我國法定計量單位推進の意見（1984）
- (6) 中華人民共和國強制檢定の工作計量器具檢定管理規則（1987）
- (7) 中華人民共和國法に依り管理する計量器具目錄（1987）
- (8) 中華人民共和國強制檢定の工作計量器具明細目錄（1987）
- (9) 強制檢定の工作計量器具檢定實施の関連規定（試行）（1991）
- (10) 計量基準管理規定（2007）
- (11) 計量標準審查規則（2005）
- (12) 標準物質管理規定（1987）
- (13) 計量檢定人管理規則（2008）
- (14) 計量監督員管理規定（1987）
- (15) 計量檢定印、証管理規定（1987）
- (16) 計量授權管理規定（1989）
- (17) 專業計量機關管理規定（1991）
- (18) 仲裁檢定と計量仲裁規定（1987）
- (19) 法定計量檢定機構監督管理規定（2001）
- (20) 計量器具新製品管理規定（2005）
- (21) 計量器具製造、修理許可証監督管理規則（2008）
- (22) 中華人民共和國が法に依り管理する計量器具目錄（形式批准部分（2005）
- (23) 中華人民共和國輸入計量器具監督管理規定（1989）
- (24) 中華人民共和國輸入計量器具監督管理規定實施細則（1996）
- (25) 中華人民共和國輸入計量器具型式審查目錄（2006）
- (26) 計量法違反行為処罰細則（1990）
- (27) 小売り商品重量計量監督管理規定（2004）
- (28) 定量包裝商品計量監督管理規定（2005）
- (29) 商品量計量違反行為処罰規定（1999）
- (30) 製品品質檢驗機構計量認證管理規定（1987）
- (31) 公認計量師制度暫定規定（2006）
- (32) 公認計量師資格試驗實施規定（2006）
- (33) JIF 1001－1998 通用計量技術語及び定義
- (34) JIF 1069－2007 法定計量檢定機構審查規範
- (35) JIF 1112－2003 計量檢測體系確認規範
- (36) JIF 1033－2008 計量標準審查規範

- (37) JIF 1059-1999 測量不確定度評定と表示
- (38) JIF 1094-2002 測量計器特性評定
- (39) GB/T 19000-2008 idt ISO 9000:2005 品質管理体系、基礎と熟語
- (40) GB/T 19001-2008 idt ISO 9001:2008 品質管理体系要求
- (41) GB/T 19022-2003 idt ISO 10012:2003 測量管理体系、測量過程と測量設備の要求
- (42) GB/T 19022-2003 idt ISO 10012:2003 測量管理体系、測量過程と測量設備の要求
- (43) GB/T 27025-2008 idt ISO/IEC 17025:2005 検測と調整実験室能力の通用要求
- (44) GB/T 3100-1993 国際単位制及び其の応用
- (45) GB/T 3102-1993 量と単位
- (46) GB/T 28001-2001 職業健康安全管理体系規範

注：上述の法律、法規、規章、規範、標準の最新版本を使用している。

国務院の我国法定計量単位の統一実行に関する命令

(1984年2月27日国務院發布)

1959年、国務院は《統一計量制度に関する命令》を發布し、メートル制を我国の基本計量制度と確定して以来、全国にメートル法を推進し、市制を改革し、英国制を制限し、旧雑制を廃除する工作は、顕著な成績を取得し、対外には開放政策を実行し、対内では経済活性化方針で、国民経済、文化教育事業の発展に適応し、科学技術進を推進し、国際経済、文化交流を拡大する為、国務院は先進的国際単位採用の基礎の上に、我国計量単位統一を進めてきた。

1984年1月20日、国務院第21次常務会議討論を経て、国家計量局《我国法定計量単位の統一実行に関する報告》、《全国で我国法定計量単位を推進する意見》と《中華人民共和国法定計量単位》が通過した。現發布命令は以下の如し。

- 一、我国の計量単位は一律に《中華人民共和国法定計量単位》を採用する。
- 二、我国は現在人民生活では市制計量単位を採用しているが、1990年までは使用を継続し、1990年年末以前に国家法定計量単位への変更を完成させる。農田土地面積計量単位の改革は、調査研究の基礎に立ち改革方案を制定し、別途公布する。
- 三、計量単位の改革は各業界と広大な人民群衆に影響することで、各地区、各部門は十分重視し、積極穏当な実施計画を制定し、順調な完成を保証すること。
- 四、本命令は国家計量局が責任をもって執行を貫徹する。

本命令は公布の日から効力を発生し、過去に頒布した関連規定は、本命令に抵触するので、本命令を以て正式なものとする。

《我が国法定計量単位を全面的に推進する意見》

(1984年1月20日国務院第21次常務会議通過 1984年3月9日国家計量局發布)

我が国の法定計量単位は、国際単制を基礎とし、我が国の状況に基づき、其の他の単位も適当に加えて構成する。

国際単位制はメートル制を基礎として発展し、メートル制の現代化形式である。比較的先進で、実用的、簡単、科学的で、文化教育、経済建設と科学技術の各領域に適用され、この為、1960年第11回国際計量大会を通過して以来、既に世界各国及び国際的組織では広範に採用され、我が国も1977年發布の《中華人民共和国計量管理条例（試行）》中で、既に逐次採用すると明確に規定した。

党の十二大会提出の我が国経済建設と第五回人民大会五次会議を通過した第六次五年計画の要点は、技術進歩を推進し、国民経済を発展させ、当面使用している計量単位の実際状況を結合して、技術進歩を推進し、国民経済を発展させる為、当面使用の計量単位の実際状況に世界各国採用の国際単位制の経験を採用し、十分な準備と広範な宣伝の基礎の上で、積極的且つ慎重に、計画を立て、順序立てて計量単位制を改革し、全面的に我が国の法定計量単位に変える事が非常に必要である。この為、特に下記の如き企画意見を提出する。

(一) 目標

全国80年代末までに、基本的に法定計量単位を完成する為、二段階に分けて進める。1984～1987年年末の四年間で、国民経済各主要部門、特に工業交通、文化教育、宣伝出版、科学技術と政府部門は完了させ、一般は法定計量単位使用を標準とする。

1990年年末前に、全国各業界は全面的に法定計量単位への切り替えを完成させる。

1991年1月より、特殊領域以外は非法定計量単位の再使用を認可しない。

(二) 要求

上述の目標を達成する為、各部門、各地区に対し以下の要求を提出する。

1. 政府機関、人民団体、軍隊及び各企業、事業単位の公文書、統計報告は1986年より国家規定の法定計量単位の使用を義務付ける。
2. 教育部門“七五”期間（訳者注：意味不明）は所有新編教材では法定計量単位を使用し、非法定計量単位が必要な時は予め申し出ること。
3. 新聞、刊行物、図書、ラジオ、テレビは1986年より全て規定に基づき法定計量単位を使用する。国際ニュースは法定計量単位でないものを使用する時は、法定単位で注釈を付け発表すること。

所有出版物を再販する時は、法定計量単位に修正すること。古籍、文学書籍はこの限りに有らず。

4. 科学研究と工業技術部門は率先して法定計量単位を使用し、1986年より、新制定、

修正の各級技術標準（国家標準、業界標準及び企業標準を含む）、計量検定規程、新たに書かれる研究報告、学術論文及び技術情報資料は法定計量単位を使用すること。法定計量単位の次に旧単位を括弧内に書く事は許可する。

5. 儀器（測量、製図または物理化学実験用機器）儀表（計器）と検測設備の制度改正
 - ① 新設計製造の計器設備及びその図面、使用説明書、操作規定、製品銘版は1986年から一律に法定計量単位を使用すること。
 - ② 儀器儀表の古い製品は、生産過度期間を認めるが、法定計量単位への変更に努力すること。1987年からは非法定単位の儀器儀表の生産は認めない。
 - ③ 使用中の計器設備は検査修理を経て、調整或いは改装し、法定計量単位の要求に符合させること；調整改装が不能の時は、設備更新で解決すること。更新の前に、当該設備を使用して検査で得た結果は、法定計量単位に換算して使用に提供すること。
6. 計量基準器と計量標準器設備を作成にはトレーサビリティを根拠とし、1985年年末以前は新、旧二種の計量単位検定の要求を満足させ、その必要経費は地区と部門の技術改造計画に納入すること。
7. 市場での売買も逐次法定計量単位を使用すること。市制単位使用は1990年年末までは許可する。輸出商品が用いる計量単位は契約に基づいて使用され、本規定の制限は受けない。契約中計量単位規定が無い物は、法定計量単位を使用すること。
8. 農田土地面積単位“畝”の改革は、我が国土地資源の利用、農業計画の制定、単位面積産量の計算、農産物の買い上げと科学的植付け等諸方面に関係し、数億の農民の大事に影響するので、広範な調査研究の基礎の上で、適当な時期に統一改革を進める。
9. 英国単位は使用を制限する。
10. 個別の科学技術領域中、特殊需要が有る物は、非法定計量単位の使用を認めるが、関連国際組織規定の名称、符号と一致しなければならない。
11. 1986年から新印刷の各種票証は法定計量単位に改める。

（三）施策

1. 各部門と各省、市、自治区計量機関中に専門職人員を配備し、本部門、本地区の制度改正工作に責任を持たす。
2. 各地区、各部門は本地区、本部門の法定計量単位推進の実施計画を制定すること。国家計量局は検査及び技術的協力に責任を負う。
3. 法定計量単位專業学習班と普及講座を広範に推進する；技術資料、教育掛図、換算手帳と関係刊行物の編集出版；新聞、ラジオ、テレビ部門を通じての宣伝活動を展開して、関連法定計量単位方面の知識を普及する。
4. 計量機器設備改制の技術方案制定を組織する。
5. 非法定単位の計器設備の輸入を禁止する。特殊な需要が有る場合は、省、市、自治区

以上の政府計量部門で批准が必要である。

附録 6

《中華人民共和國強制検定の工作計量器具検定管理規定》

(1987年4月15日国務院発布)

- 第一条 社会主義現代化建設需要、国家と消費者の利益維持、人民の健康と生命の保護、財産の安全、強制検定に対する計量器具の管理強化に適応する為、《中華人民共和計量法》第九条の規定に基づき本規定を制定する。
- 第二条 強制検定とは県級以上の人民政府計量行政部門或いは授権された計量検定機構が交易の決済、安全防护、医療衛生、環境監測方面に用いるものを指す。並びに本規則に附属する《中華人民共和國強制検定の工作計量器具目録》の計量器具の定点定期検定も含む。強制検定工作の進行及び強制検定に使用する工作計量器具は本規定を適用する。
- 第三条 県級以上の人民政府計量行政機関は行政区域内の強制検定工作に対し統一して監督管理を実施し、経済合理性に照らし、当地、近地の原則で、所属、或いは授権の計量検定機構に強制検定任務執行を指定する。
- 第四条 県級以上の人民政府計量行政部門所属の計量検定機構は国家強制検定実施の為、必要な計量標準と検定設備を当地人民政府の責任で配備する。
- 第五条 強制検定工作に使用する計量器具の単位或いは個人は、規定に基づき強制検定に使用する計量器具を登記し、当地県（市）級人民政府計量行政部門に報告し登録し、その指定の計量検定機構に周期検定を申請する。当地で検定不能であれば、一級上の人民政府計量行政部門指定の計量検定機構に周期検定を申請する。
- 第六条 強制検定の周期は、強制検定を執行する計量検定機構が計量検定規程に基づき確定する。
- 第七条 強制検定に属する計量器具は、本規定に照らした申請をしないもの或いは検定不合格の物は、如何なる単位或いは個人も使用してはならない。
- 第八条 国務院計量行政部門と各省、自治区、直轄市人民政府計量行政部門は各種旧強制検定の計量器具に対し検定期限の規定を作成すること。強制を執行する検定機構は規定期限内に検定を完成させること。
- 第九条 強制検定を執行する機構は検定合格の計量器具に対し、国家統一規定の検定証書、検定合格証を発行するか、或いは計量器具上に検定合格印を押すこと；検定不合格に対しては、検定結果通知書或いは検定合格印、証を無効とする。
- 第十条 県級以上の人民政府計量行政部門は管理に有利で、生産、使用を便利にする原則で、本地区の实际情况を結合し、関連単位の計量検定機構に規定の範囲内で

強制検定執行を授権出来る。

第十一条 強制検定任務を授権された機構は、相応する計量標準を計量基準或いは社会公用計量標準の検定を接受すべし；強制検定を執行する人員は、授権単位の試験に合格しなければならない；授権単位は検定査作業の監督をしなければならない。

第十二条 授権されて強制検定任務を執行する機構が計量紛糾当事者の一方となった時は、《中華人民共和国計量法実施細則》の関連規定に照らして処理すること。

第十三条 企業、事業単位で強制検定の計量器具の使用に対し、管理を強化し、相応の規章制度を制定し、周期に照らし検定を進める事を保証すること。

第十四条 強制検定の計量器具を使用する単位、個人、計量監督、管理人員と強制検定工作の検定員が本規定に違反した時は、《中華人民共和国計量法実施細則》に照らして法律責任を追及する。

第十五条 強制検定執行機構が、本規定第八条規定に違反し検定期限を延ばした時は、検定依頼者要求に応じ、検定を按配し、検定料は免除する。

第十六条 国務院計量行政部門は本規定と《中華人民共和国強制検定の計量器具目録》に基づき強制検定の計量器具の明細目録を制定する。

第十七条 本規定は国務院計量行政部門が解釈に対し責任を負う。

第十八条 本規定は 1987 年 7 月 1 日より施行する。